

# 【オプトレ!】店頭通貨バイナリーオプション取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について</p> <p>区分管理</p>	<p>(省略)</p> <p>10. 当社は、お客さまからお預かりした預託金については、<u>金融商品取引法第 43 条の 3 および金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条から第 145 条の規定に従って、株式会社三井住友銀行、みずほ信託銀行株式会社、および FX クリアリング信託株式会社における金銭信託にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。</u></p>	<p>(省略)</p> <p>10. 当社は、お客さまからお預かりした預託金については、<u>株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口およびみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。</u>なお、<u>預託金が信託口座へ入金されるまでの間は、かかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません</u>が、<u>その間も金融庁長官の指定する金融機関（ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行、およびイオン銀行）において、預託金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。</u></p>
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>27. 資産の保全について（区分管理）</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>27. 資産の保全について（区分管理）</u></p> <p><u>当社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客さまからお預かりしている口座の預託金については三井住友銀行およびみずほ信託銀行に預け、当社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。この信託保全によって、もし、当社に万が一の事態が発生した場合、</u></p> <p><u>(1) 三井住友銀行およびみずほ信託銀行から社外の受益者代理人へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還いたします。</u></p> <p><u>(2) 社外の受益者代理人を通して、お客さまに実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。</u></p>

		<p><u>ただし、信託保全是、お取引の元本を保証するものではありません。</u></p> <p><u>また、入金額については原則として営業日ごとに信託保全金額として顧客区分管理必要額を当社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から 2 営業日後に当該信託保全金額を信託いたします（三井住友銀行およびみずほ信託銀行は当該計算を行いません）。この時、外貨建て資産については、当社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。</u></p> <p><u>そのため、お客さまよりお預かりした時点から信託されるまで最大 2 営業日のタイムラグが生じますので、お預かりした時点の資産とお客さまに返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。ただし、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。また、当社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客さまからお預かりしている資産が当社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。</u></p> <p><u>当社に万が一の事態が起こった場合、社外の受益者代理人からお客さまに対してその時点の信託保全金額を上限としてお客さまに帰属すべき顧客区分管理必要額（当社がお客さまに返還すべき証拠金等の額）により案分された額の金銭を分配して返還いたしますが、返還の際、お客さまの個人情報を社外の受益者代理人およ</u></p>
--	--	--

		<p><u>び信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供することがございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、ワイジェイ FX 株式会社のお客さまの資産の返還を保証するものではなく、お客さまも三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対して直接返還を請求することはできません。また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行はワイジェイ FX 株式会社の運営、および社外の受益者代理人の運営および管理責任を一切負いません。</u></p>
--	--	---